

省エネ効果がある設備整備費用を一部補助します

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金

照明設備、ボイラー等給湯設備、冷暖房設備、洗濯機、乾燥機等の省エネ効果があるとみとめられる設備更新費用の1/2（最大150万円）を補助します。

※ 事業を営む上で必須である設備に限る。

対象業者

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けている神奈川県内の
理容業・美容業・クリーニング業・公衆浴場業を営む事業者

申請書の送付先

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県健康医療局 生活衛生部生活衛生課 団体指導グループ 行

※赤字で「補助金申請書在中」と記載願います。

申請書受付期限 12月28日（水）

※受付状況により、期限は前後することがあります。

問合せ先

神奈川県生活衛生関係営業物価高騰対応補助金 コールセンター

電話番号 03-6833-6569

受付時間 平日9時00分から17時00分まで

※電話回線に限りがあるため、繋がりにくいことがあります。

詳細は、神奈川県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/koshuyokujo/r04seieibukkakoutou.html>

